

### 保育園での与薬等について

日頃から、保育園の運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、薬を与えることは、医師の指示の下、保護者の責任において行うこととなっております。医療行為にあたるため、保育園では、お子様に与薬することは、原則として行っておりません。

しかし、お子様の病状管理のために、やむを得ず保育時間内に与薬が必要な場合が必要な場合があります。

そこでこのたび、保護者の承諾の下、保護者の代理として保育士がお子様へ与薬することについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご協力をお願いします。

また、アレルギー疾患による除去食、感染症治癒後の対応につきましても手続きを定めましたので、併せてお知らせ致します。

このことについては、平成21年4月から実施致します。

### 記

#### 1 保育園での与薬について

##### (1) 与薬できる薬

慢性的な疾患（気管支喘息、てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎等）に対する薬  
(注意事項)

①次のような薬は与薬できません。

- ・風邪薬
- ・飲むのを嫌がったり、飲むと吐いてしまうような薬
- ・「熱が出たら」「咳が出たら」「発作が始まったら」というような症状を保育士が判断して投与しなければならないもの

②次のような薬は、予め園長にご相談ください。

- ・座薬
- ・目薬
- ・塗り薬
- ・その他、医師から指示があった薬

③お預かりする薬は、原則として1回分です。

(様々なケースにより投与が出来なかった場合は、保護者をお呼びし、投与していただくことがあります。)

④薬包や薬瓶には、必ずお子様の名前（フルネーム）を記入してください。

⑤お子様には、保育園で薬を飲むことを納得させておいてください。

⑥与薬の必要がなくなった場合は、必ず保育園にご連絡ください。

(裏面につづきます)

(2) 手続き

医師による「与薬に関する診断書」(有料で医師が作成)と「与薬依頼及び承諾書」(保護者が記入)を薬と一緒に保育園にご提出ください。

なお、医師に「与薬に関する診断書」を作成してもらう前に、「保育園に通園」していることを告げ、どうしても保育時間内に飲ませなければならないかをお聞きください。

また、保育園での与薬が必要な場合には、保育時間内に飲ませなければならない理由を医師にご確認ください。

※「与薬に関する診断書」(有料で医師が作成)「与薬依頼及び承諾書」(保護者が記入)の用紙は、保育園にありますので、園長に必ずご相談ください。必要に応じてお渡し致します。

2 アレルギー疾患による除去食について

食物アレルギーにより、除去食が必要な場合は、医師による食物アレルギー診断書(有料で医師が作成)と食物アレルギーについて(保護者記入用)・除去食状況票(保護者記入用)を保育園にご提出ください。

※食物アレルギー診断書(有料で医師が作成)と食物アレルギーについて(保護者記入用)・除去食状況票(保護者記入用)の用紙は、保育園にありますので、園長に必ずご相談ください。必要に応じてお渡し致します。

3 感染性疾患治癒後の対応について

お子様が感染性疾患の治癒後、初めて登園する際は、必ず日中に、かかりつけ医を受診し診察を受けた上で「登園が可能であることの証明書」を記入してもらい保育園にご提出ください。

なお、救急センターでは、「登園が可能であることの証明書」の記入はできませんのでご注意ください。

※「登園が可能であることの証明書」は無料ですが、診察代金は有料です。

※「登園が可能であることの証明書」の用紙は、保育園にありますので、園長に必ずご相談ください。

「登園が可能であることの証明書」が必要な疾病一覧

インフルエンザ・百日咳・麻疹(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)  
風疹(三日はしか)・水痘(水ぼうそう)・咽頭結膜熱(プール熱)・結核  
ウイルス性肝炎・流行性結膜炎・急性出血性結膜炎・ポリオ(小児まひ)  
腸管出血性大腸菌感染症(0-26、0-55、0-104、0-111、0-126、0-145  
0-157等の大腸菌)

以上